

第4章 資料

1 用語集（五十音順）

用語	解説
あ行	
あいち医療通訳システム [AiMIS]	愛知県、医療関係団体、大学、県内全市町村で設立した「あいち医療通訳システム推進協議会」が運営する、外国人県民と医療機関との言葉の壁を取り除くことを目的としたシステム。通訳派遣、電話通訳、文書翻訳を行う。通訳にかかる経費は、医療機関と利用者本人が負担する。
大府市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定により、大府市防災会議が防災基本計画に基づいて作成する防災計画。
大府市防災ガイドブック	浸水被害を想定した「洪水ハザードマップ」、各地区の避難所や震火災避難広場などが掲載された「防災マップ」、避難の備えや避難時の心得などの様々な防災情報が掲載された、大府市の発行する防災に関するガイドブック。
大府市地域包括ケア推進 ビジョン	総合計画を踏まえ、各種個別計画の「上位概念」として位置付けられ、本市としての地域包括ケアにおける基本的な考え方を明確化したもの。
か行	
外国人支援団体	本プランでは、外国人市民を支援することを主な目的として活動するNPO法人や任意団体などの民間団体を指す。
外国人児童生徒	本プランでは、外国籍の子どもを始め、外国にルーツを持つ小中学校に通う子どもを指す。児童は小学校に通っている子ども、生徒は中学校に通っている子ども。外国籍の子ども（外国語のみ話せる、日本語のみ話せる、両方の言語を話せるなど、母語や言語習得の状況は様々）、日本国籍を取得した子どもに加え、場合によっては、外国で生まれ育った日本人の子どもなども含む。
外国人市民	本プランでは、外国籍の市民を始め、外国にルーツを持つ市民を指す。外国籍の市民（外国語のみ話せる、日本語のみ話せる、両方の言語を話せるなど、母語や言語習得の状況は様々）、日本国籍を取得した市民に加え、場合によっては、外国で生まれ育った日本人なども含む。

※各章（第2章は各分野）ごとに、初出の用語に「*」を付記しています。

用語	解説
外国人総合窓口 「ウェルサポ」	本市の市庁舎内に開設した、外国人市民の相談等に対して総合的に対応する窓口。多言語に翻訳した、本市で暮らす上での重要な生活情報の提供もを行っている。
外国人登録制度	かつて市町村で作成していた、外国人住民に関する記録。平成 24 年度の住民基本台帳法改正で廃止された。
携帯型音声翻訳機	携帯できる自動音声翻訳機。翻訳機に向かって日本語あるいは外国語で話しかけると画面に自動翻訳した外国語あるいは日本語が表示され、言語によっては音声も流れる。
言語別ポケットブック	本市での生活に役立つ情報を英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、タガログ語、インドネシア語に翻訳したもの。緊急連絡先やアレルギー情報等も書き込めるようになっている。
公営住宅	公営住宅法に基づき都道府県や市町村が建設し、賃貸する住宅。市営住宅は市、県営住宅は県が建設・運営する公営住宅を指す。
コミュニケーションボード	話し言葉によるコミュニケーションが困難な場合に、分かりやすいイラストを指でさしながら意思疎通を図るためのツール。
さ行	
災害時多言語表示シート	一般財団法人自治体国際化協会の提供する、災害時に使用されることの多い用語を多言語に翻訳したシート。
在留外国人	特別永住者と中長期在留者（「短期滞在」「公用」「外交」以外の 3 か月を超える在留資格を有する外国人）。
在留資格	「出入国管理及び難民認定法」の規定による、外国人が日本に入国し活動するために必要な資格。
就学前児	小学校の就学年齢に満たない子ども。
住宅セーフティネット	経済的な理由などによって住宅に困窮する世帯に対し、最低限の安全を保障するための社会制度。公営住宅は、住宅セーフティネットのひとつ。
た行	
第 6 次大府市総合計画	令和 2 年度（2020 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間とした本市のまちづくりの基本となる計画。多文化共生については、健康領域「くらしの健康」の政策目標 3「支え合い学び合うまち」の中の施策 3「国籍・性別を超えて共に支え合うまちづくり」に記載されている。
タガログ語	フィリピンの言語のひとつ。

用語	解説
多言語情報翻訳システム	愛知県国際交流協会が提供している、防災情報や生活情報の中でよく使われる文例を多言語に翻訳できるシステム。
多言語生活情報セット	外国人総合窓口で配布する、特に重要な生活情報資料をひとつの封筒にまとめた資料セット。
テレビ電話通訳システム	タブレットを用い、コールセンターにいる通訳者とテレビ電話のように話せる通訳システム。窓口などに訪れた外国人市民と市職員、通訳者が互いの顔を見ながらコミュニケーションを取ることが可能。
な行	
日系人	外国に移住し当該国の国籍又は永住権を取得した日本人及びその子孫。
日本語指導が必要な児童生徒	本プランでは、国籍にかかわらず、日本語で日常会話が十分にできない、日常会話ができていても学年相当の学習言語（教科の学習などに使う言語のこと。抽象的、概念的な語彙が多く含まれる。）が不足し学習活動への参加に支障が生じているなど、日本語そのものの指導が必要な児童生徒を指す。
日本語指導担当教諭	日本語指導を必要とする児童生徒が一定数を超えたとき、愛知県教育委員会により配置される日本語指導担当の教諭。児童生徒の生活面の適応、日本語学習、教科学習などの指導や支援を行う。
日本語初期指導	本プランでは、日本語指導が必要な児童生徒や就学前児に対して、日常生活や学校で必要となる基礎的な日本語を集中的に指導することを指す。
日本語・母語指導員	日本語と外国語の2か国語を話すことができる指導員。学校生活における通訳、母語の習得が十分でない児童生徒への母語指導、日本語指導が必要な児童生徒への学習支援、保護者のサポートなどを行う。
は行	
ピクトグラム	より多くの人が一目見て理解できるように作られた、単純な図を用いた案内記号。
不就学	学齢期の子どもがいずれの学校にも就学していない状態のこと。
母語	幼少期から自然に習得する言語。
や・ら行	
やさしい日本語	普通の日本語よりも簡単で、難しい語彙を使わない、文の構造を簡単にするなど、外国人にも分かりやすく配慮された日本語。 (例)「停電」→「電気が止まっている」など
リーマンショック	平成20年（2008年）9月にアメリカ合衆国の投資銀行が破綻したことに端を発して起こった世界的な金融危機。

2 大府市の多文化共生施策の変遷

年 月	内 容
平成 4 (1992) 年 4 月	大府市国際化会議を設置 大府市国際化会議設置要綱を施行 大府市国際交流基金を設置
平成 4 (1992) 年 10 月	大府市国際交流協会が設立
平成 6 (1994) 年 4 月	企画部企画課に国際交流担当主査を設置 大府市国際交流協会が日本語教室を開講
平成 7 (1995) 年 4 月	大府市国際交流協会が外国人向け情報紙『ほほえみ』を刊行
平成 12 (2000) 年 4 月	総務部企画課 国際交流係を設置
平成 13 (2001) 年 8 月	大府市国際交流協会が外国語相談窓口を開設
平成 13 (2001) 年 11 月	大府市国際交流協会が公式ウェブサイトを開設
平成 17 (2005) 年 4 月	市民協働部文化国際課 国際交流係に変更
平成 21 (2009) 年 4 月	大府市国際化会議の名称を大府市多文化共生推進会議に変更
平成 22 (2010) 年 4 月	市民協働部文化国際課 多文化共生係に変更
平成 22 (2010) 年 4 月	大府市多文化共生推進委員会を設置
平成 23 (2011) 年 3 月	大府市多文化共生推進プラン～ダイバーシティおおぶ～を策定
平成 25 (2013) 年 4 月	市民協働部協働促進課 多文化共生係に変更 行政文書の外国語翻訳を開始 外国人支援団体地域多文化ネット WKY が設立
平成 26 (2014) 年 8 月	市公式ウェブサイトにて外国語での生活情報の掲載を開始
平成 27 (2015) 年 10 月	大府市多文化共生推進プラン 2 を策定
平成 28 (2016) 年 8 月	外国人支援団体クリアンサの会が設立
平成 29 (2017) 年 4 月	市民協働部青少年女性課 多文化共生係に変更
平成 30 (2018) 年 5 月	テレビ電話通訳システムを市庁舎に導入
平成 31 (2019) 年 4 月	携帯型音声翻訳機を市庁舎等に導入
令和 2 (2020) 年 3 月	外国人総合窓口「ウエルサポ」を青少年女性課に開設
令和 3 (2021) 年 2 月	大府市多文化共生推進プラン 3 を策定

3 大府市多文化共生推進プラン 3 策定の経過

年 月 日	内 容
令和元（2019）年度	
令和元年 8 月 8 日	第 2 回多文化共生推進委員会 ●多文化共生に関する課題について
令和元年 11 月 28 日	第 3 回多文化共生推進委員会 ●プラン基本目標、施策体系図等について
令和 2 年 2 月 5 日	第 2 回多文化共生推進会議 ●プラン基本目標、施策体系図、具体的施策について
令和 2 年 2 月 27 日	第 4 回多文化共生推進委員会 ●プラン基本目標、施策体系図、具体的施策について
令和 2（2020）年度	
令和 2 年 6 月 25 日	第 1 回多文化共生推進委員会 ●プラン現状と課題、具体的施策について
令和 2 年 8 月 20 日	第 2 回多文化共生推進委員会 ●プラン案について
令和 2 年 9 月 17 日	市議会総務委員協議会説明
令和 2 年 9 月 30 日	市議会全員協議会説明
令和 2 年 10 月 1 日	パブリックコメント開始（10 月 30 日まで）
令和 2 年 12 月 3 日	第 3 回多文化共生推進委員会 ●パブリックコメントについて
令和 3 年 2 月 18 日	第 4 回多文化共生推進委員会 ●プラン関連事業について

4 大府市多文化共生推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 国籍、民族等の異なる市民が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていく社会の実現に向け、多文化共生の推進に係る計画の策定及びその推進について広く意見を聴取するため、大府市多文化共生推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 多文化共生の推進に係る計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) 多文化共生の社会づくりに向けた市のあり方に関すること。
- (3) 外国人市民の現状と課題に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 団体、行政機関等から推薦された者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市職員

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、市長が会議を招集する。

- (1) 委員長が互選される前の会議を招集するとき。
 - (2) 委員長及び副委員長が欠けたとき。
- 3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民協働部青少年女性課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

5 大府市多文化共生推進委員会委員名簿

役職名	氏名	所属等	
委員長	松宮 朝	愛知県立大学 教育福祉学部 准教授	
副委員長	大嶋 順治	クリアンサの会 会長	
委員	岡田 雅子	大府市国際交流協会	
//	竹内 マリア クリスティーナ	外国語相談員	
//	齊藤 賢	公募委員	
//	菅原 和利	県営梶田住宅自治会長	令和元年度まで
//	嘉無木 美穂子	星和化成株式会社	令和2年度から
//	井上 東	大府市教育委員会 指導主事	

事務局

氏名	所属等	
山内 健次	副市長	
丸山 青朗	市民協働部長	令和元年度まで
玉村 雅幸	市民協働部長	令和2年度から
間瀬 恵	市民協働部 青少年女性課長	
今村 由香	市民協働部 青少年女性課 多文化共生係長	
野田 小百合	市民協働部 青少年女性課 多文化共生係	令和元年度まで
森田 七美	市民協働部 青少年女性課 多文化共生係	令和2年度から
ケビン ハンフリーズ	大府市国際交流員	

・所属等は、本プラン策定時点のものを記載しています。



大府市多文化共生推進プラン 3

令和3年2月発行

発行 大府市
愛知県大府市中央町五丁目70番地
TEL (0562) 47-2111 (代表)
<https://www.city.obu.aichi.jp/>
編集 大府市市民協働部青少年女性課